

議事要旨(4) 企業会計基準適用指針『その他資本剰余金の処分による配当を受けた株主の会計処理(案)』について

高津研究員より、最終的に公表する企業会計基準適用指針第3号『その他資本剰余金の処分による配当を受けた株主の会計処理』の改正案についての説明がなされ、審議が行われた。

審議の後、採決が行われ、細かい字句等の修正に関しては委員長に一任の上、本改正案について出席者12名全員の賛成により標記会計基準適用指針の公表が正式に承認された。

委員等より、本改正案第17項に示された「留保利益を原資とする配当を受取配当金として計上すると、明らかに合理性を欠くと考えられる場合」の取扱いについて、その内容を確認する発言がなされたが、内容の変更を伴う修正は行われなかったこととなった。

注：承認された標記会計基準適用指針の概要については、[企業会計基準適用指針第3号「その他資本剰余金の処分による配当を受けた株主の会計処理」P.2 改正適用指針の概要](#)をご参照のこと。

以上